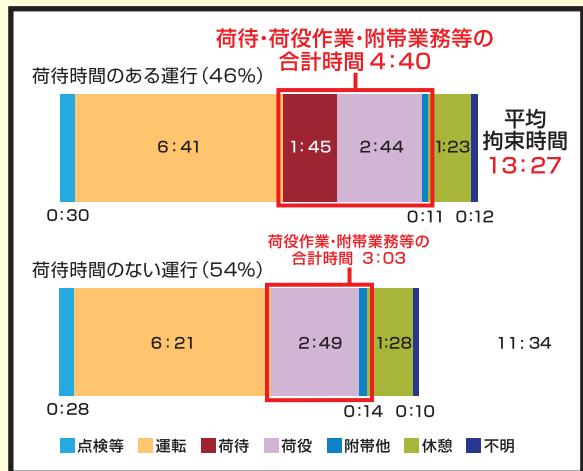


# 令和元年6月15日から、ドライバーが荷役作業や附帯業務を行った場合、当該作業は、「乗務記録」の記載対象となります。

※「乗務記録」は法令に基づきトラック運送事業者が記録及び保存することが義務付けられているものです。

## トラックドライバーの長時間労働のは正と適正取引構築のために



積込み

取卸し

荷造り・仕分・  
棚入れ等



※ 荷主との契約書に、実施した荷役作業等が全て明記されている場合は、荷役作業等に要した時間の合計が1時間以上となった場合が対象となります。

また、記録内容について荷主が確認したか、あるいは荷主の確認が得られなかつたかについても記録対象となります。

トラック運送業界では、ドライバーの長時間労働のは正が喫緊の課題ですが、長時間の荷役時間の発生に加え、荷主との契約に定めがない荷役作業等の発生により当初の運行計画が崩れることが、ドライバーの拘束時間に関する基準を超過する状況を招き、コンプライアンスを確保した運行を妨げる一因となっています。

こうした状況を踏まえ、国土交通省では「貨物自動車運送事業輸送安全規則」を改正しました（令和元年5月10日：公布、同年6月15日：施行）。

この省令改正は、トラックドライバーが車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上のトラックに乗務した場合に、集貨地点等で積込み若しくは取卸し又は附帯業務（以下「荷役作業等」という。）

を実施した場合も乗務記録の記載対象として追加するものです（荷待については、平成29年7月に既に記載対象となっています）。

国土交通省では、今回の一歩改正により、より詳細に荷役作業等の実態を把握することで、トラック運送事業者と荷主の協力による改善への取組みを一層促進するとともに、国としても、トラック運送事業者やトラックドライバーに対して過度な要求をし、長時間労働を生じさせている荷主に勧告等を行うにあたっての判断材料とします。

荷役作業等の負担を軽減し、トラックドライバーの労働環境を改善するためにも、記録対象となる荷役作業等が発生した場合は必ず「乗務記録」に記載し、最低1年間は保存してください。



国土交通省



公益社団法人  
全日本トラック協会

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

# 荷待時間・荷役作業等の記録義務付け(貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正)に伴う 乗務記録付票

[発荷主側で荷物の積込み時に荷待・荷役作業等が発生し、  
契約書に当該荷役作業等の全てが明記されている場合]

## パターン例(サンプルA)

8：45	集貨地点に到着
9：00	到着時間の指定時刻 (荷主都合の待機 : 20分) 附帯業務①(荷造り) → 20分
9：20～9：40	附帯業務②(荷役) : 20分 附帯業務③(ラベル貼り) → 30分 積込み → 60分
10：00～10：30	出発
10：30～11：30	
11：30	

※荷役作業等が契約書に明記されても、合計で1時間以上(110分)となるため記載要件に該当します。

## パターン例(サンプルB)

15：45	荷卸し地点に到着
16：00	到着時間の指定時刻 (荷主都合の待機 : 40分) 取卸し → 20分
16：40～17：00	(荷主都合の待機 : 20分) 附帯業務 (棚入れ) → 30分
17：20～17：50	附帯業務 (棚入れ) → 60分
17：50	出発

※荷役作業等の合計時間が50分ですが、契約書に明記されていないので記載要件に該当します。

## 荷待時間・荷役作業等記録票(例)

荷主名：株式会社○○ 車両番号：○○○○○

日付	担当ドライバー	集貨地点等	到着時刻	到着時間の指定時刻
○/△	○○○○	○○物流センター	8：45	9：00

荷待時間 開始・終了時刻	荷待時間 開始・終了時刻	附帯業務の 開始・終了時刻	積込み・取卸しの 開始・終了時刻	出発時刻
9:00～9:20 9:40～10:00	40分	9:20～9:40 10:00～10:30	10:30～11:30	11:30

ドライバーが実施した荷役作業等の内容	荷主側担当者 確認欄	(発着) 荷主側の確認が 得られた場合	荷主側の確認が 得られなかつた場合	荷主側の確認が 得られない場合
1.積込み 2.取卸し 3.荷造り 4.仕分け 5.検査・検品 6.機械洗浄 7.搬送 8.搬入 9.ラベル貼り 10.払い戻し 11.その他( )	△△ △△			

※別途デジタルなど他の方法で記録・保存している場合においては、当該項目については記載不要です。  
当該項目に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、該当する  
契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合、所要時間が1時間未満であれば荷役  
作業等についての記載は不要です。

※契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、所要時間が1時間未満であれば荷役  
作業等についての記載は不要です。  
※「(発・着)荷主側担当者確認欄」には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、着地において  
は荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。

## 記入見本 荷待時間・荷役作業等記録票(例)

荷主名：株式会社●● 車両番号：●●●●●

日付	担当ドライバー	集貨地点等	到着時刻	到着時間の指定時刻
●/▲	●●●●	●●物流センター	15:45	16:00

荷待時間 開始・終了時刻	荷待時間 開始・終了時刻	附帯業務の 開始・終了時刻	積込み・取卸しの 開始・終了時刻	終了時刻	出発時刻
16:00～16:40 17:00～17:20	60分	17:20～17:50	16:40～17:00	17:50	

ドライバーが実施した荷役作業等の内容	荷主側担当者 確認欄	(発着) 荷主側の確認が 得られた場合	荷主側の確認が 得られなかつた場合	荷主側の確認が 得られない場合
1.積込み 2.取卸し 3.荷造り 4.仕分け 5.検査・検品 6.機械洗浄 7.搬送 8.搬入 9.ラベル貼り 10.払い戻し 11.その他( )	△△ △△			

※荷受けの担当者等のサイン等を記入してください。

得られない場合や、担当者が不在の場合は、該当する欄に「✓」を記載してください。

※契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、該当する欄に「✓」を記載してください。

※所要時間が1時間未満であれば荷役作業等についての記載は不要です。

※「(発・着)荷主側担当者確認欄」には、発地においては荷主側の荷出しの担当者等の、着地においては荷受けの担当者等の、サイン等を記入してください。